平成２６年（フ）第５５９号
北九州市小倉北区篠崎２丁目24番３―202号
破産者　平野美由紀
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６０５号
北九州市八幡西区平尾町５番２―101号
破産者　今村　秀子（旧姓早水）
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１４２号
佐賀市鍋島５丁目６番１―335号　医大西県営住宅
破産者　坂口　昭子
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４９号
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1160番地４
破産者　浦田　　悟
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第６０９号
熊本市北区檜木３丁目２番85号　ルミエール檜木Ａ102
破産者　藤田　雅和
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３４号
沖縄県那覇市長田２丁目31番４号
破産者　古波津之旨
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３２４号
沖縄県糸満市字兼城340番地　県営住宅浜川団地１号棟1208号、破産手続開始決定時の住所沖縄県糸満市字兼城348番地の19　マンション比嘉205号
破産者　玉城三枝子
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第３５５号
沖縄県那覇市松川３丁目12番44号　ハピネス松川Ｉ101
破産者　上原　　清
1　決定年月日　平成27年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６５号
北海道夕張郡長沼町銀座南２丁目10番15号
破産者　清水　　暁
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第１２５号
北海道苫小牧市澄川町４丁目23番14―201号
破産者　細川　賢治
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第１３号
北海道網走市南３条西４丁目19番地の７　中央公園団地Ａ棟601、旧住民票上の住所北海道網走郡美幌町字青葉１丁目７番地の５
破産者　高橋　一郎
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
北海道紋別郡遠軽町豊里64番地71、破産手続開始決定時の住所北海道紋別郡遠軽町西町２丁目３番地15
破産者　笠木りつ子
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第３３３号
山梨県山梨市上石森649番地の14
破産者　井上　　茂
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８８号
静岡県裾野市佐野1060番地の５、前住所静岡県静岡市葵区流通センター８番９号
破産者　神戸　一夫
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３３３号
静岡県沼津市高砂町９―50　101号、住民票上の住所静岡県田方郡函南町平井1740番地の1978
破産者　荒川　洋徳
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３３４号
静岡県沼津市原1073番地の１
破産者　藤田　桂子（旧姓中島）
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３３５号
静岡県沼津市原1073番地の１
破産者　藤田　順一
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２２２号
愛知県安城市新田町小山西36番地１　サウスアベニューＡ―206、前住所愛知県安城市北山崎町天神３番地１
破産者　西村　　均
1　決定年月日　平成27年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係